

12/19 午後

大飯原発

控訴審弁論再開を

名古屋高裁金沢支部 住民が申し立て

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）をめぐる運転差し止め訴訟の控訴審で争っている住民側は18日、審理を尽くさず結審した名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）に弁論再開を申し立てました。島田広弁護団長らが裁判所を訪れ、書面を提出しました。

火山灰層想定不十分と指摘

島田氏らは会見を行い、申し立てた理由として11月20日の結審以降にあって重要な問題

島高裁が火山の影響を重視して四国電力伊方（だいでん、鳥取県）の過去の噴火による火山灰が大飯原発より遠方町の運転差し止めを命じる決定を出した②関電が地盤調査で審査基準に違反しているという専門家の意見を得た③検査記録を改ざんした神戸製鋼所の不正部品が用いられたと推定されるの3点。

島田氏らは、大山



会見を行う（左から）奥出、島田氏ら18日、金沢市

いと紹介し、専門家の研究結果を用いて「（大飯原発では）風向き次第では50センチの層厚に達する恐れがある」と指摘。10センチか想定していない現在の安全対策では、外部電源を喪失し、非常用発電機も使えなくなると警告しました。

その上で、裁判所が火山灰問題の証人申請も却下した経過にもふれ「裁判所は関電の調査の不十分さに『見ざる聞かざる』で、私たちが審査を求めても応じない。これでは、誰が原発の安全性を担保

するのか」と訴えました。裁判をたたかう奥出春行さん（66）「福井市でも内藤裁判長は、広島から学んでほしい」と訴えました。